

「2026 年度 P B L 支援事業委託業務」募集要項

1 目的

本県の出生率は6年連続で低下しており、今後、大学進学を控える18歳人口の減少が深刻化していくことが予想され、将来的な県内大学の維持・発展に大きな課題となっています。

そのため、県内大学の活性化と魅力発信を図り、次代を担う人材がこの地域に集まる流れを創出する必要があります。そこで、県内大学が企業等と連携して行うP B L

(Project/Problem Based Learning) ※の実施により、学生が早期に地域の社会課題に触れる実践的な学習及び企業等と交流の機会を創出し、県内大学のブランド化の推進を図ります。また、学生が県内企業の魅力や自らの適正を早期に発見する契機とし、優秀な人材の県内への定着を図ります。

※P B L (Project/Problem Based Learning) :

企業などが設定した課題に対して、学生がグループで協力して課題解決に取り組む教育手法。学生は、課題解決能力やコミュニケーション能力等を実践的に学ぶ。

2 業務内容

- (1) P B L 推進アドバイザーの派遣
- (2) P B L セミナー・交流会の企画・開催運営

※詳細は、別添1「仕様書」を御参照ください。

3 委託の方法

業務実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

4 委託金額限度額

委託金額の上限は、2,946,000円(消費税及び地方消費税込み)とします。

なお、委託料の支払方法は、原則、精算払とします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 12 日（金）まで

6 応募資格

応募の資格者は法人又は団体とし、次の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 応募方法等

(1) 企画提案募集説明会の開催

応募を希望される方を対象に、次のとおり企画提案募集説明会を開催します。説明会への出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 開催日時

2026 年 4 月 7 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teams を使用）

ウ 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行ってください。お申込みいただいた方へ、オンライン会議の URL や注意事項等を電子メールで送付します。

- ・ 申込期限：2026 年 4 月 6 日（月）正午
- ・ 電子メールの件名は「2026 年度 P B L 支援事業委託業務の説明会参加」としてください。
- ・ 本文中に次の 1～3 を記載してください。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第二グループ
(メールアドレス：kikaku@pref.aichi.lg.jp)

(2) 企画提案書類の提出

本業務の受託を希望される方は、別添 2 「企画提案書類作成要領」により必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 企画応募書（様式1）
- (イ) 企画提案書（様式自由）
- (ウ) 経費積算書（様式自由）
- (エ) 事業実施体制及び同種事業実績（様式2）
- (オ) 添付書類（提出者(団体)の概要が分かる資料）（様式自由）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

（※応募要件ではありませんが、該当があれば提出してください。）

イ 提出部数

上記アの（イ）～（エ）については9部を、（ア）、（オ）及び（カ）については1部を、それぞれ提出してください。

ウ 提出期限

2026年4月17日（金）午後5時（必着）

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎3階西）
愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第二グループ

オ その他

- ・ 企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書類は返却しません。

(3) 応募に関する問合せ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第二グループ
所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話：052-954-6472（ダイヤルイン）

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書類について、県で形式審査を行った後、県が設置する選定委員会で審査を行い、選定します。ただし、企画提案が5件を超える場合、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う場合があります。

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには応じられませんので、御了承ください。

なお、審査に当たり、企画提案書類の内容についてプレゼンテーションをしていたらととも、質疑応答の機会を設けさせていただきます（日程は 2026年4月24日（金））。プレゼンテーション等を実施していただく方には、実施方法、時間、場所、留意事項等を2026年4月22日（水）までに通知します。

(2) 審査基準

選定委員会においては、次の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

ア 業務全体の実施体制・実績

- ・業務の実施体制や担当者の適切さ、同種又は類似業務の実績はどうか。

イ 業務実施にあたっての基本方針

- ・本業務の目的やねらいを的確に理解した方針・工程となっているか。
- ・事業全体としての統一感や整合性がとれているか。

ウ 事業の企画・調整

(ア) 事業全体の企画・調整

- ・事業全体の構想は本事業の目的と合致しているか。
- ・企画の実現性はあるか。

(イ) PBLセミナー・交流会の企画・開催運営

- ・セミナー及び交流会の企画内容や登壇者、想定される会場は適切か。
- ・PR素材（チラシ等）の制作方針や制作物の数量などは適切か。
- ・参加者募集期間における広報の実施方法は適切か。
- ・イベント終了後に配信する動画の制作方針や想定される内容は適切か。

(ウ) PBL推進アドバイザーの設置・派遣

- ・アドバイザー派遣に係る業務スケジュールは適切か。
- ・選定したアドバイザーは適切か。
- ・アドバイザー派遣に係る関係者との調整・派遣業務が適切に行われるか。
- ・大学や企業等のニーズ・課題把握が適切に行われるか。

(エ) その他

- ・独自の提案が適切か。

(オ) 見積金額

- ・見積金額の内容は適切か。

(カ) 社会的価値の実現に資する取組

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

9 質疑

本業務に関して質問がある場合には、以下により質問書を提出してください。

(1) 質問書の様式

別紙による。

(2) 提出期限

2026年4月8日（水）（必着）

(3) 提出方法

愛知県政策企画局企画調整部企画課に電子メールで提出してください。メールの件名は「2026年度PBL支援事業委託業務に関する質問」としてください。

(メールアドレス:kikaku@pref.aichi.lg.jp)

(4) 質問への回答

2026年4月10日(金)までに、質問者及び説明会の参加者全てに電子メールにて通知します。また、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」に掲載します。

※企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けません。

10 スケジュール(予定)

2026年4月7日(火)	企画提案募集説明会の開催
8日(水)	質問書の提出期限
10日(金)	質問書に対する回答の公表
17日(金)	企画提案書の提出期限
24日(金)	選定委員会(プレゼンテーション等の実施)※対象者のみ
5月上中旬	契約締結

11 その他

- (1) 企画提案は1者につき1提案までとします。
- (2) 企画提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 企画提案書類提出後に辞退する場合、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出することとします。
- (4) 次のア～ウに該当した場合、企画提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (5) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (6) 本件契約は、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県のWebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定めることとします。